

助成手続き方法について

毎年10月1日時点において、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当）で、既に身体障害者手帳の交付を受けている方については、市から案内を郵送するため、下記の申請は不要となります。

その他の接種希望者については、下記の手続きが必要となります。

◎60歳以上65歳未満の方

身体障害者手帳又は主治医意見書（診断書）を持って、健康増進課又は各行政局住民福祉課までお越しください。

助成対象者であることが確認でき次第、依頼券及び予診票を発行します。発行後、実施医療機関で予約の上、接種を受けてください。

◎生後6か月以上60歳未満の方（任意接種）

※生後6か月以上60歳未満の方は助成対象認定申請が必要となり、償還払いでの対応となります。

①助成認定申請

身体障害者手帳又は主治医意見書（診断書）と、申請者の印鑑を持って、健康増進課又は各行政局住民福祉課までお越しください。

②助成決定

助成が決定した場合、健康増進課から認定通知書と償還払いに必要な書類を送付します。

③実施医療機関で接種

実施医療機関で予約の上、接種を受けてください。助成については償還払いでの対応となるため、接種費用は全額自己負担となります。

④償還払いの手続き

接種後、必須書類を添えて健康増進課へ助成金交付申請書兼請求書を提出してください。